

# ひのほら 議会だより

11

2012.11.1  
No.131



## 目 Contents 次

ふかふかで気持ちいいね 檜原小学校の校庭を一部芝生化しました。

- 2 | 認定されました 9月14日 本会議において決算を認定
- 4 | 各委員会報告
- 5 | 議案と議決結果
- 6 | 一般質問 8名 9問
- 10 | 常任委員会視察報告

**平成23年度  
一般会計  
7特別会計**

**歳入総額 54億3071万円**  
(内7特別会計 18億9543万6千円)

**歳出総額 52億4526万円**  
(内7特別会計 18億3014万1千円)

※一般会計決算額の中には、特別会計への繰出金  
540,892千円が含まれています。

**9月14日 本会議において決算を認定しました**

月 日	会議名	内 容
9月3日(月)	本会議	一般質問等について
9月6日(木)	総務委員会	陳情について
9月7日(金)	産業建設委員会	所管事務調査について
9月14日(金)	本会議	決算・規約・補正予算等について

村提出案件  
19件  
5ページに掲載

**決算特別委員会報告**

平成23年度檜原村一般会計及び7特別会計の決算審査にあたりまして、その経過並びに結果を報告いたします。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託された案件は、平成23年度檜原村一般会計及び7特別会計歳入歳出決算の認定についての8案件です。

付託された案件は、去る9月12日に委員会を開催し細部に及ぶ審査を行いました。この8案件につきましては、平成23年度における、村の全ての事務事業執行上の実績報告書であり、大変重要度の高い案件であること、村民が安全で安心を十分理解したうえで、各委員による積極的な質疑が行われました。質問は135件に及びました。村側の詳細な説明と答弁を得ながら慎重に審査を行いました。

8会計の総額は、歳入総額が54億3千71万円、歳出総額が52億4千526万円となっております。内容につきましては、村営住宅、村道・林道等の建設工事に  
関した経費、及び、し尿・ごみ・上下水道等、環境衛生の改善に  
関した経費、及び温泉センター  
施設改修工事等の観光振興に  
関した経費、及び介護・医療・福祉等の向上に  
関した経費、並びに国指定重要文化財保存修理運  
搬設備工事等の教育  
に関する経費等が主  
なものでした。

いずれも生活環境の改善、福祉の向上、産業の振興等、「自立を目指す村」として、村民が安全で安心して暮らせる村づくりを実現するため必要な支出となっていました。

最後に総括質疑を行い、その後討論を省略し、採決を行いました。8議案すべてが原案どおり認定すべきものと決

定すべきものと決

平成24年9月14日

決算特別委員会委員長

高橋 亨



一般会計決算に  
対する討論

反対討論

丸山 美子

決算特別委員会の審議では、行政の説明責任の基本的姿勢が欠けていた。そのことが問題であつたことを指摘し、本会計に反対する。

書も提示されず不透明だ。この事例はまさに「住民不在」、「議会軽視」の現れたと言わざるを得ない。

賛成討論

中村 賢次

我が国の経済は穏やかに回復しつつあるが、依然として厳しい状況である。

反対討論

高橋 亨

私は23年度一般会計決算に反対の立場で討論を行う。

賛成討論

森田 ちづよ

平成23年度決算について賛成の立場で討論する。

なる報償費で謝礼として支出したことは違法な交付金の支出に当たると評価を受けることを否定することができない。

いをせず基金への積み増しもさされている。村財政状況は都市町村の中でも上位であり、村民一人当たり127万円の預金があるというところで、まさに健全財政である。

今後も村長をはじめ村職員の努力により、檜原村が檜原村であり続けることを願います。

行政改革推進委員会で「行政のあり方」、戦略会議で「村のあり方」をそれぞれ5年間会議し、報告、提言されている。平成23年度会計にはこれらの委員会報告が反映されたかどうか、決算を見る上で重要な指針となるものと考え。そのため戦略会議の設置根拠を確認したが、「村長の諮問も答申も求めない会議であり、本決算に関係ないので答えない」という姿勢を明らかにした。村の行政の基本的な説明責任に問題がある。

歳出では、経費削減に取り組む一方、総務費ではデマンドの運行、西多摩郡4町村電算システムの共同化事業、民生費ではやすらぎの里を中心とした医療・保険・福祉の充実を図り、衛生費では環境に配慮した薪ボイラー設置事業、土木費では村営住宅建設事業、教育費では小中学校空調整備工事、文化財保護事業など多くの実績があげられる。

仕事ができているのか疑問なところもある。その他の附属機関も一定の行政分野ごとに定める方法や一括して定める方法があるが、最高金額の明記をすべきである。また地方自治法第138条の4、第3項において定められている規定に合致している協議会や検討委員会などを附属機関でないといながら、報酬等を給与条

例に基づくことなく、これと異なる見据え、無駄使



# 各委員会報告

## 総務委員会報告

### ○新エネルギーの活用

総務委員会は9月6日に開催し、1件の陳情について審議を行いました。

### ○原発問題に関する陳情

原発問題に関する陳情の審議過程で、村側より原発を中心とした既存のエネルギー源に代わる取り組みとして次のような説明を受けました。

### 審査結果 不採択

本陳情の趣旨は、「脱原発都市を宣言してください」「脱原発に資する取り組みを行ってください」とする内容であります。

審査の結果、「難しい問題で、もう少し議論したほうが良いと考えるため継続審議としたい」という意見もありましたが、「原発に代わるエネルギーの見通しがつく前に宣言することは反対」、「原発の必要性に賛否両論がある中で、宣言することは時期尚早」など「採択するべきではない」とする意見が多数を占め、挙手による採決の結果「不採択とすべきもの」と決しました。

委員長 中村 賢次

## 産業建設委員会報告

### ○笹野向林道工事

産業建設委員会は、9月7日に開催し、所管事務調査として2件の調査を行いました。

平成18年度より檜原村地域新エネルギービジョンを策定し、あらゆる再生可能エネルギーについて調査を行った結果、檜原村では木質バイオマスエネルギーが最も有効との結論に至りました。現在では檜原村バイオマスタウン構想のもと、檜原温泉センター「数馬の湯」に薪ボイラーを設置し、実用化しています。その他にも檜原小学校の校舎屋上に設置された太陽光発電、南秋川浄水場取水口付近の監視カメラの電源に小水力発電を利用するなど、新エネルギーの活用について積極的に取り組んでいるとのことでした。

### ○坂東沢丹田林道

この林道は人里地内の笛吹から上川乗地内に延びる林道で東京都が施工しています。全体延長は7千153mで既に4千277mが完成しており、今年度は220mの工事延長を予定しています。平成27年度までの開通を目指して

おり、完成すれば、林業振興等の林道開設の目的に加え、都道206号川野・上川乗線通行止の際の迂回路としての役割も期待されます。

委員長 坂本 金三



平成24年第3回定例会で審議された議案と議決結果

区分	議案名	議長 土屋 國武 ○=賛成 ×=反対 -=欠席										議決結果
		議席番号	1	2	3	6	7	8	9	10		
		議員名	山寄源重	丸山美子	大谷禮二郎	森田ちづよ	高橋亨	中村賢次	坂本金三	山口和彦		
決算	平成23年度檜原村一般会計歳入歳出決算の認定について		-	×	○	○	×	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		-	×	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
決算	平成23年度檜原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
専決処分	専決処分事項の指定について		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
規約	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
規約	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村一般会計補正予算（第2次）		-	×	○	○	×	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1次）、診療施設勘定（第2次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村簡易水道特別会計補正予算（第1次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第2次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第1次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算（第1次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	平成24年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
陳情	原発問題に関する陳情		-	○	×	×	○	×	×	×	×	不採択
意見書	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書		-	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

# 一般質問

# 登壇8人 村政を問う

9月議会の一般質問は9月3日に行われました。内容は、要約して受付順に掲載しています。

山崎 源重

議員



## 檜原学園は大丈夫か

家庭、学校、地域が連携した心の教育が必要

聞くためにどうしているか。  
③ いじめが発生した場合どのように対処するのか。

**教育長** ① 暴力、あるいは陰湿ないじめは発生しないと認識。

② いじめを未然に防ぐためのアンケート、声かけ運動、7月には緊急アンケート調査を行った。

③ 芽の小さな状況での対応を心がけ、関係機関と連携し、慎重かつ迅速に対応する。

**質問** ① 檜原学園で引きこもりと不登校の生徒がどれぐらいいるか。

② 緊急アンケート調査ではどのようなことを調べたのか。

**教育課長** ① 引きこもりはいなが不登校は1名いる。

② 無記名で学校が楽しいか、暴力やからかわれたり、いやなことがあるか等について自分や他人を対象に答える。

**質問** いじめが発生させないため、家族の協力が極めて重大であると思うが。

**教育課長** 村内全体での見守りが重要であり、子育てには家庭、学校、地域が連携した心の教育が必要。

**質問** ① 檜原村総合計画に「学校教育の充実をめざして」とあるが、具体的な施策は。

② 小中一貫校での今後の課題は。

③ 学力の向上を図っていくための新たな施策対応は。

**教育長** ① 校舎内の木質化、空調機の設置、校庭の芝生化、バ

山口 和彦

議員



## 檜原の総合的な学習環境の整備について

財政当局、教育委員、学校とも相談し検討したい

スライヤの充実、子ども支援セミナーの開催、中学生海外派遣事業及びオーストラリアからの留学生受け入れを行っている。

② 小中学校の行事がどのような方法で合同実施できるかが課題。

③ 小中学校では、村独自の学力診断調査や学力に応じた少人数指導を行っている。

**質問** ① 檜小・檜中だよりを檜原の多くの方々に配ってほしい。

② 地域に即した子どもたちの学習保障を行う公費支援型学習塾を提案したい。

**教育課長** ① 今後は広報誌の発行にあわせて住民の方々に周知を図っていききたい。

② 財政当局並びに教育委員や学校ともよく相談し、検討していきたい。

**質問** 子どもたちの学力がアップすることで子どもを持つ世代が増え、過疎化対策にも役立つのではないか。

**教育課長** いろいろな方面からの意見も参考にして今後検討したい。

中村 賢次

議員



## 檜原村に求められる高齢者福祉施策について

### ケアメンの支援に対する取り組みを実施

高齢者福祉施策を展開する上でどのようなとらえているか。また村内にケアメンの実態はあるか。

②今後の村内における介護需要の増加に対して、どのように施策対応していくのか。

**村長** ①ケアメンという表現はないが、居宅介護者という表現で位置づけている。また、ケアメンの実態は存在している。

②介護従事者の資格取得養成について、社会福祉協議会と連携し、介護需要の増加に対応できる体制づくりを展開したい。

**質問** ケアメンを支えようという取り組みが始まっていると聞くが、檜原村においてそのような考えはあるか。

**福祉けんこう課長** ケアメンの意見を聞きながら支援の取り組みを実施したい。

**質問** 多くの村民が住み慣れた家で最期を迎えたいと願っている。しかし檜原村においてはどこにおいても同じ介護サービスが受けられない状況が生じている。そこで以下の2点について伺う。

①男性介護を表現するケアメンという言葉を書くが、檜原村高

独自の手当では考えられないか。

**福祉健康課長** 現在、介護報酬のほかに本村の立地条件を勘案し、交通費・移動賃金を支払っている。

※ケアメンとは親や妻など家族の介護を担う男性のことです。

森田ちづよ

議員



## がん検診について

### シンプルな回覧は25年度から、アンケート調査は参考としたい

②若年層の受診者を増やすための施策が必要と考えるが如何か。

**村長** ①保険事業の案内による周知、対象年齢引き下げ、土・日曜日の実施、個別受診の実施をしている。受診者の全てを把握できていない。

②健康推進員のPRや各種団体への呼びかけをし、周知徹底していきたい。

**質問** ①真に必要な人の受診が少ない原因は何か。

②個別受診と健康推進員とは。

**福祉けんこう課長** ①今後周知方法を検討し、多くの方に受診していただくよう努力したい。

②個別受診は集団検診で受診できなかった方を対象とする検診。

健康推進員は16名の方を委嘱し、地域の健康活動を推進している。

**質問** 検診を誘導するような回覧や対象者へのアンケート等必要と思うが。

**福祉けんこう課長** 25年度からシンプルな回覧を検討。未受診者を対象にアンケート調査を実施し、受診率向上の参考とした

①現在のがん検診の実施形態及び結果についてどのように評価しているか。

②現在のがん検診の実施形態及び結果についてどのように評価しているか。

- 定例会初日 11月29日(木)
- 常任委員会 12月6日(木)  
12月7日(金)
- 定例会最終日 12月13日(木)

12月議会のお知らせ

(予定)

坂本 金三

議員



## 「新たな婚活支援・定住化促進施策」の展開を

一歩・二歩踏み出せる政策を積み重ねていきたい

問題を少しでも解消する手段とすべきと考える。

以下の点について村長の考えを伺う。

①素敵な出逢い事業の実施結果に対してどのように評価しているか。

②婚活支援施策と定住化促進施策を組み合わせ、結婚後、引き続き村に定住することに魅力を感じるような施策対応が必要と考えるが。

**村長** ①平成18年度から23年度まで20回、参加者282人、10組が結婚した婚活支援として評価している。

②村では婚活支援策とは別に、定住化促進施策として村営住宅建設、空き家活用事業、若年世帯定住促進事業を実施している。

**質問** 家賃どころか、村営住宅

**質問** 村内独身者の婚活支援施策として素敵な出逢い事業を展開し一定の成果をあげているが、結婚したカップルが、その後村に定住するケースは少ない。定住化促進施策の要因を加えた新たな施策を展開し、村における未婚・晩婚化、少子化、過疎化

大谷禮二郎

議員



## 沿道景観整備事業について

総合的な観点から景観整備を推進

2点について伺う。

①事業の効果と今後の施策展開について

②村道・林道沿いの広葉樹、稜線を事業対象地とすれば効果がさらに高まると考えるがいかがか。

**村長** ①道路全体が明るく見通しが良くなり、冬季は凍結箇所が減少し、安全な通行が可能となった。

②今年度「ひのはら緑(力)創造事業推進委員会」を設置し総合的な構造改善の観点から景観整備を推進したいと考えている。

**質問** 「ひのはら緑(力)創造事業推進委員会」はどのような組織で、どのような活動を行うのか。

**産業環境課長** 委員会は、各課横断的に組織し、防災対策、雇

**質問** 村では、秋川溪谷の眺望が良くなるよう、主に都道沿いの川側にあるスギ・ヒノキの伐採を行っており、観光客の評判も良く、防災、日照確保の観点からも良く、実効性の高い施策であると認識している。さらに沿道景観整備事業を充実させるため、

**副村長** 住民の経済の活性化に

を

丸山 美子

議員



## 戦略会議の報告と今後の取り組みについて

行政の手の内を村内外に公表すべきものではない

**質問** 平成18年度から5年間行っ

てきた戦略会議の最終報告をな

を



いた。条例整備は計画から実行に移す段階で必要に応じ行う予定である。

村の特色を出すための提言であるので、行政の手の内を村内外に公表すべきものではないと考えている。

**質問** 内外に知らさない、内外というのには村民も含めてということか。

**企画財政課長** 提言書は各種計画書とは性格が異なることから公表するものではない。また、提言を踏まえ、個々の事業ごとに必要に応じて条例を制定していく。その中で企（起）業誘致の条例、定住化促進対策の要綱などは既に予算化、具現化したところである。

**質問** 条例に基づかない附属機関を設置していいのか。そして報酬を出していいのか。

**企画財政課長** 附属機関ではないので法的機関ではない。

**質問** 条例がなくて物事をやっっていくのは私物化だ。そして公開しないという一番悪い事例だ。**企画財政課長** 戦略会議は要綱で運用し、条例ではない。

### 補助金の適正化について

公益上必要がある場合に寄附したは補助をすることが出来る

**質問** 産業振興策と水環境保全の補助金制度、その事例のじゃがいも焼酎、浄化槽の補助制度の適正化と制度設計、課題と対策について問う。

**村長** じゃがいも焼酎は平成17年度から3年にわたり補助金を交付し、浄化槽の補助制度は国と都の交付要綱に準じ、村要綱を制定している。補助金については、地方自治法で「公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることが出来る」とされ、これを根拠に補助が行われている。

**質問** 「じゃがいも焼酎の産業振興策」など、村の諮問機関から提言されたものの制度設計がなくて、要綱で処理しているというが、行政の法的な根拠がないところで私的に動かしていると思われるでも仕方がない状態。また、下水道は5万円で加入できるのに対して、浄化槽は4割の補助金しか出ていないし、法定

検査も全部自分でやらなければならぬ。公益上必要な浄化槽条例を作るべきではないか。

産業振興事業の要綱は何の条例に基づいているか。審査基準、第三者機関はできているか。

**企画財政課長** 地方自治法をもとに規則・要綱で定めている。第三者機関は現在設置してない。



高橋 亨

議員



## 行政改革について

新たな時代にふさわしい改革を推進

**質問** 村長の重点施策である行政改革について伺う。

① 今まで行ってきた行政改革の功罪の検証は。  
② 行政改革大綱のテーマは。  
③ 職員定数削減をして、条例制定の拡大に対応できるか。  
**村長** ① 新たな時代にふさわし

い改革を推進し、住民サービスの向上、コスト削減になった。  
② 行政改革推進委員に諮問し、新たな行政改革大綱の施策のための審議をいただく。  
③ 適正な定員管理で事務の効率化は上がっている。地方分権改革における対応は、現組織で東京都の指導のもと対応できると考える。

**質問** ① 補助金の長期化は公平性が失われ、依存心を強めるという意見があるが。

② 行政改革大綱をつくるにあたっての村の考え方は。

③ 義務づけ・枠づけの見直しに対する条例化は。

**企画財政課長** ① 行政改革推進委員会、さらに見直しを願う。

**副村長** ② 行政改革推進委員の皆様とテーマを絞り、民間発想を尊重し、一緒にやっていきたい。

**企画財政課長** ③ 介護保険、公営住宅など、改正が必要と思われる条例について、町村会を通じ東京都へ照会中である。条例改正等の対応は現職員体制でも可能。

# 視察研修報告

総務委員会並びに産業建設委員会では、合同で10月3日から5日の3日間、鳥取県智頭町と岡山県西粟倉村を視察いたしました。

	智頭町	西粟倉村	檜原村
面積 (km <sup>2</sup> )	224.6	57.9	105.4
人口 (人)	8,009	1,570	2,582
世帯	2,772	556	1,231
高齢化比率 (%)	34.6	32.3	42.7
森林率 (%)	93	95	93
平成23年度普通会計決算額(億円)	58.4	20.1	34.2
職員数 (人)	127	43	54

(平成24年4月現在)

複雑に入り組んだ谷々に89の集落が点在しています。総面積は檜原村の2倍強、人口は約3倍の町です。総面積の93パーセント（檜原村と同じ）が杉をはじめとする山林で、古くから吉野・北山と並ぶ歴史ある林業地として有名です。キャッチフレーズは「みどりの風が吹く「疎開」のまち智頭」。

当日は岡山県側から中国山脈を越え、智頭町に入りました。川がゆるやかに流れ、水が豊かでのどかな田園風景が広がっていました。

鳥取県智頭町での視察研修（活カある地域づくり）について報告いたします。

智頭町は鳥取県の東南に位置し岡山県に接しています。周囲を1千メートル級の中国山脈の山々に囲まれた中山間地域で、

智頭町では平成9年に「日本

1/0（ゼロ分のイチ）村おこし運動」を制度化しました。これは、閉鎖的・保守的・依存的な旧態依然とした村社会の変革を



図り、また、町の活性化は集落の活性化からという視点に立つ

「これからもその集落に住んで、「これからもその集落に住んで、どうせ住むなら豊かで楽しい町がいい」を理念とするも町政へ住民の声を反映していく

もう、どうせ住むなら豊かで楽しい町がいい」を理念とするも町政へ住民の声を反映していく

の活性化からという視点に立つ、さらに平成20年には、智頭町園しています。園舎を持たず、

「これからもその集落に住んで、どうせ住むなら豊かで楽しい町がいい」を理念とするも町政へ住民の声を反映していく



心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案し、住民自治の実践を目指すというものでした。

特筆すべきいくつかの事業を紹介します。平成21年に「森のようちえんまるたんぼう」を開

園しています。園舎を持たず、毎朝、町役場前に集合し、その日活動するフィールド（場所）

に移動して保育を行う。活動するフィールドは子どもたちが選ぶ決まりで、その結果、子ども

に移動して保育を行う。活動するフィールドは子どもたちが選ぶ決まりで、その結果、子どもたちに自主性が芽生え、考えて

行動するためケガもしないとの  
こと。 檜原村の地域性を考慮  
した「住みやすい檜原

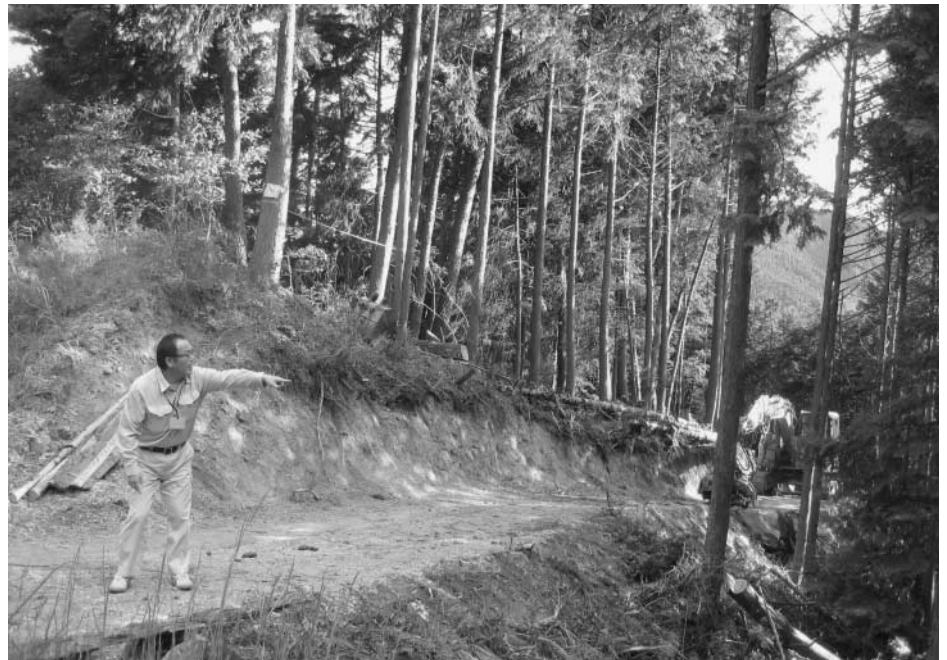
また、平成22年に町民を対象  
に間伐材の集荷実験（1トンあ  
修を役立てていきたい  
たり6千円）を行ったところ、  
と思えます。

29名の出荷者が軽トラックで集  
まり、目標の150トンを達成し、  
今後事業化していく予定とのこ  
とでした。 総務委員長  
中村賢次

他にも百人委員会によるいろ  
いろなプロジェクトが提案され  
ていました。

檜原村でも各地域で村おこし  
の事業が行われています。同じ  
山間地域ということもあり、参  
考になることがたくさんありま  
した。しかしどんな事業を行う  
にも住民のやる気と強いリーダー、  
そして継続性が不可欠と強く感  
じました。

今、智頭町では、「智頭町百人  
委員会」の活動について、住民  
主体の地域活動であるが故に  
個々の負担が増大し、新しい事  
業の提案が減少している。先進  
性を持った事業であるが、改善  
すべき点も存在するとのことだ  
した。今後は、村議会として、



西粟倉村は、「100年の森構想」 森を整備し、産物の木を村の基  
を掲げ、村の未来をかける「100 幹産業として活用する要として なければなりません。「行政主  
年の森林事業」が平成21年4月 「共有の森ファンド（特別勘定） 導の村内森林一括管理」を掲げ  
より開始され、本年4年目とな 株式会社トビムシ」を設立し、 管理するため、山を区分けして  
り、着実に実績をあげています。 伐採した木を製品化して販売し 行い、山の手入れをすることへ  
100年の森林事業は、「100年の ていくしくみができていました。 の理解を得、合わせて、難しい  
森創造事業」と「森の学校事業」 そこに至るまでの森林の整備を 課題である地籍の明確化を図る  
の2つの事業により構成され、 行うためには、山主の理解を得 ための「国土調査」も完了した

とのこと。また、一般行政職24名中3名の職員（国からの派遣職員を含む）と臨時職員2名、合わせて5名を配置して力を入れて取り組んでいました。

地域資源（人とモノ）の活用  
の仕組みをどのように作り、実現しているか、檜原村の森づくりにしても大変参考になる実践ではないかと思えます。

西粟倉村の「森林づくりから始まる村づくり」が、住民との協働で森林に作業道を通し、材木を搬出し、その材を使って生活空間を創造していく。そのサイクルがしっかりと地域住民や来村者に見えるかたちで、西粟倉村の100年の森林構想となっていることが職員の説明から充分感じ取れました。大変意義のある仕組みがつけられている西粟倉村の実践から、学ぶことが多い研修となりました。

産業建設副委員長

丸山美子

～100年の森林事業のこれまでの歩み～

平成16年(3ヶ年) 同年	国の地域再生マネージャー事業で㈱アマタと合流・地域活性化への動き 村長は住民アンケートの結果を受けて合併協議会を離脱＝西粟倉村自立の決意
平成18年7月	㈱木の里工房木薫 設立
平成19年	雇用対策協議会 設立 = Iターン者受け入れ（平成20年現在約50名）
平成20年	「百年の森構想」着想 村長、役場職員、森林組合職員が村内各地で構想の説明会を開催
平成21年	㈱トビムシ 設立
平成21年4月	「西粟倉村森林管理運営に関する基本合意」の締結＝「百年の森林事業」開始
平成21年10月	㈱西粟倉・森の学校設立

『西粟倉村森林長期施業管理に関する契約』の要点抜粋

**契約対象者** 森林所有者・村・森林組合 三者で契約を締結、村が間に入り、所有者と施業者の調整役を担う。  
**契約期間** は10年間で、更新することができる。契約終了時はその時点の現状のまま所有者に返す。

**森林施業の内容** 村が策定した『森林施業計画』に基づいて、保育、造林、間伐、作業道の整備などを実施する。  
**林産物や立木の取り扱い** 所有者は林産物の収穫利用はできるが村の承諾が必要。契約で得る権利や義務を、相手方の承諾なしには、譲渡、移転は出来ない。

**施業にかかる費用と収益** 所有者の負担なし、施業費は村が負担。販売経費を除いた収益を村と所有者で二等分する。  
**FSCの認証取得** 対象となる森林はFSC認証を取得し付加価値をつける。その費用は村が負担する。  
**災害に備えて** 対象となる森林は、森林国営保険に加入する。所有者の負担はない。

**秘密厳守** この契約で得た秘密情報は、相手方の承諾を得ずに使用することはない。

議事を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後「議会傍聴券」を発行いたしますので、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

お問い合わせは、議会事務局へ TEL 598-1011

編集後記

AFTER NOTES

秋は、読書の秋といわれています。現在、読書週間は10月27日から11月29日までの期間ですが、読書の力によって平和な文化国家を作ろうとの決意のもと、出版社、書店、公共図書館、そして新聞マスコミ機関が加わり、昭和22年11月17日から第1回読書週間が開催されたことが始まりです。

そのときの反響がすばらしく、翌年の第2回目からは文化の日を中心とした2週間と定められました。この運動は全国に広がり、読書週間は日本の国民的行事として定着し、日本は世界でも有数の本を読む国民の国になったそうです。

檜原村の図書館では本以外にビデオやDVDも借りることができます。土・日曜日には移動図書館も開館しています。秋の夜長、気に入った本を探してゆっくり読書にひたるのもいいのではないのでしょうか。  
(山口)

委員長 丸山 美子  
副委員長 山口 和彦  
委員 山崎 源重

森田ちづよ